

2019年5月27日

厚生労働大臣 根本 匠 殿

平成31年度ハンセン病問題対策協議会

## 統一要求書

ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会  
全国ハンセン病療養所入所者協議会  
ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国弁護団連絡会

### 第1 謝罪・名誉回復について

- 1 基本方針の確認  
今後も引き続き名誉回復措置を取ることを政府として表明されたい。
- 2 追悼式出席者に対する旅費支給  
追悼式出席者（挨拶を行う者以外を含む。）に対する旅費支給については、対象範囲の明確化を図るべく引き続き協議されたい。

### 第2 社会復帰・社会内生活支援

- 1 基本方針の確認  
ハンセン病回復者の社会復帰の円滑化・容易化及び退所者の社会内生活の安定化のために、今後も隔離政策による被害回復を旨として、退所者・非入所者の医療・介護制度・相談体制等の改善・整備ならびに継続的・安定的な経済支援等に最大限努力することを確認されたい（基本法第3条関係 なお、平成13年7月23日付「基本合意書」及び入所歴なき原告に関する平成14年1月28日付「基本合意書」参照）。
- 2 医療・介護制度改善に向けての取り組み  
退所者及び非入所者の高齢化に伴い医療及び介護等福祉サービスへの需要が高まっている現状に鑑み、社会内において、ハンセン病に起因する後遺症に対応し、かつ偏見差別を受けることのない、適切かつ十分な医療や介護等福祉サービスを受用することができるよう、地方自治体と協力し、必要な制度改革や運用改善、及び医療従事者や介護サービス事業者に対する研修に取り組み

たい。

とりわけ、昨年度の協議会において確認された、「地域における足底穿孔症、知覚麻痺等のハンセン病特有の後遺障害に応じた適切な医療及び介護が行われるためのより充実した支援体制」を早期に確立すべく、

- ① 退所者・非入所者のニーズの把握
- ② 協力医療機関・介護サービス事業所等の拡大とネットワークの構築
- ③ 退所者・非入所者が安心して地域における医療・介護サービスの提供を受けられるようにするため、国立療養所の医師あるいはソーシャルワーカー等が退所者・非入所者と医療機関及び介護サービス事業所を紹介し、かつ診療援助を行う人的物的体制の充実を早期に進められたい。

### 3 回復者等相談事業の拡充について

ハンセン病回復者に対する社会的偏見・差別の解消及び退所者・非入所者等の社会的支援のため、下記事項を重点課題として、さらなる相談事業の拡充をされたい。

ア 退所者・非入所者の実情に応じた相談・研修会・支援サポートネットワーク構築等を目的とした、ピアサポーターによる「社会啓発推進・相談事業」の十分かつ円滑な運用のため、継続的に退所者・非入所者とのきめ細やかな意見・情報交換を行い、かつ十分な予算措置をすること

イ 退所者、非入所者の居住分布及び生活実態に応じて、各地にソーシャルワーカー等の専門家相談員を配置されたい。とりわけ、沖縄県については、沖縄県ゆうな協会の委託事業内容及び人員体制の見直しや改善を通じて、同協会が本島居住者に対して十分かつ有効な支援を行うことができるようにするとともに、離島居住者のニーズに十分対応しうる人数のソーシャルワーカーを配置すること。

### 4 非入所者給与金受給者の遺族に対する経済的支援について

退所者給与金制度における特定配偶者支援金制度に準じた、非入所者給与金受給者に扶養されていた遺族に対する経済的支援策を早期に実現されたい。

### 5 ハンセン病に対する偏見差別を解消するための効果的な啓発活動の実施

これまで国の諸機関及び地方自治体は、本協議会の合意・確認事項の趣旨にそって、ハンセン病に対する偏見差別を解消すべく啓発活動を行ってきたところであるが、しかし、それでもなお、ハンセン病病歴者の親族に対する結婚差別等の差別被害事例が発生し、病歴者本人及びその親族らは、偏見差別に脅えている現実が続いている。

かかる状況を改善すべく、これまでの啓発事業の効果について検証を実施し

たうえて、啓発の対象者、内容、規模、方法等について改善されたい。とりわけ、病歴者の親族に対する偏見差別解消を目的とした、病歴者本人やその親族のエンパワーメントを含む啓発活動を実施されたい。

### 第3 在園保障

#### 1 基本方針の確認

国の法的責任を改めて明確にするため、平成13年7月23日付「基本合意書」において確認された国の法的責任及び基本法第3条の基本理念に基づき、13の国立ハンセン病療養所入所者（今後入所する者を含む）の意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色のない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努めることを確認されたい。

#### 2 医師の確保について

厚生労働省は、基本法第11条において国の責務として明示的に「医師」の確保等が定められていること、また、平成26年11月18日に参議院厚生労働委員会が「国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること」との附帯決議を行っていること等に基づき、医師給与（基本俸給及び諸手当）の抜本的増額、地域医療ネットワークとの連携・兼任の解禁・当直手当の改善（応援医師・当直医師の確保による常勤医師の負担軽減）、行政区分を基準とする地域手当の不合理的格差解消、「国立ハンセン病療養所の医療サービスの向上に関する研究」の提言に示された具体的な医師確保対策を含む工夫により、国立ハンセン病療養所の医師の確保に一層尽力されたい。

特に、医師確保の困難が隔離政策に起因していること、すなわち、国の政策が医師偏在状況を生み出したことに鑑み、令和2年4月施行の医師偏在対策においてハンセン療養所を特に位置づけるなど、ハンセン病療養所における医師の業務の特殊性及び上記のハンセン病療養所における医師確保に関する国の責務に基づき、特別の施策を講じられたい。

（趣旨・理由）

13の国立ハンセン病療養所の医師定員数は146名であるところ、現員は109名（平成31年3月1日現在）に留まり、また、多くの医師は数日のみハンセン病療養所での診療を行うなど実際上の常勤医はそれより一層少なく、「社会の中で生活するのと

遜色のない水準の医療」には未だほど遠いのが現状である。入所者の生命健康に直接かわる問題であり、深刻な危惧を抱かざるを得ない。

なかでも、園長・副園長の確保は死活問題である。本年4月現在、園長の不在（兼任）が1園（駿河療養所）、副園長不在が4園ある（長島愛生園、大島青松園、栗生楽泉園、星塚敬愛園）。医師が不足となれば、管理職たる園長等にとって当直も重い負担となるのであり、他の医師の確保が必須である。

他方で、近年、民間病院はもとより、公立病院や独法化した国立病院における医師待遇（2018年度版国立病院機構・医師の処遇に関するパンフレットによれば、院長約2080万円、副院長約2000万円、部長約1860万円、医長約1690万円）と比べても、国立ハンセン病療養所医師の「相対的待遇」の悪化が生じてきた。

この間、経験年数が増えるに従い初任給調整手当が段階的に減額され、他の医療機関と比較して、特に、療養所の園長・副園長等の管理職の待遇格差が大きくなる問題に関し、関係者の多大なる尽力の結果、俸給調整額の対応により改善がなされたことについては、一定の評価をするものであるが、待遇格差の解決という観点からは、決して十分な内容とは言い難い。

国立ハンセン病療養所の深刻な状況に照らし、ハンセン病問題基本法及び本協議会における従前の確認事項に基づき、引き続き、最重要課題としての取組みが求められる。

### 3 職員問題について

- (1) 平成31（令和元）年度のハンセン病療養所定員は、平成25年以降、初の実質減となった（26名の減、22名の増、△4）。統一交渉団と厚生労働省との間で締結された平成26年8月15日付け合意書を踏まえつつ、入所者の不自由度・後遺症・認知症の増加・重篤化等を踏まえて一人当たりには要する介護等のケアの必要性が一層高まっていることに鑑み、今後、定員の実質減を回避するよう確保されたい。
- (2) 上記合意書の趣旨は、療養所の現場で働く看護・介護職員が確保されなければ実現できないが、看護師の欠員状況に加えて、介護職員退職後の後補充のための期間業務職員が募集されても埋まらない欠員状況が続いている。期間業務職員の募集等について一定の制度的な対応がなされたものの、問題の解決に至っておらず、むしろ状況は悪化している懸念がある。かかる欠員状況を解消されたい。また、欠員状況に関する原因及び今後の見通し・取組方針について説明されたい。
- (3) 療養所の定員問題は、隔離政策の下で、正規職員を配置せず患者作業によって療養所運営をまかなったことに起因し、同一労働同一賃金の原則に

合致しない状況がなお残存している。介護以外の業務を行う賃金職員についてその職種で定員化する措置をとる等一層の職員定員化の努力をされたい。

- (4) 職員退職後の後補充に関し、介護・調理・ライフラインに係る職種以外の職員についても、徒に外注化を進めるのではなく、その具体的状況に応じて必要な場合は期間業務職員等の職員を確保することとされたい。
- (5) 現在、介護三交替制が6つの療養所で実施されているが、一部の療養所においては、実施に必要な人員確保及びこれに関する入所者・介護スタッフの理解を得るための導入プロセスに問題があったのではないかとの懸念がある。介護三交替導入を契機に退職を余儀なくされた事例もあり見逃すことは出来ない。介護員の夜間手当が日額730円から1060円に改善されたことは一定の評価ができるが、他の施設や看護師に比して、なお明らかに低廉であると言わざるを得ない。

介護三交替の導入にあたっては、入所者の生活・療養環境の充足に必要な人員の確保（特に、日中の介護力が低下しない体制の確保）が必須の前提であること、加えて関係者の理解が重要であることを確認するとともに、三交替を導入した場合の夜間の介護業務に関しては、引き続き手当の抜本的増額等（特に、ハンセン病介護の特殊性及び三交替導入を理由としたハンセン病療養所のための手当の新設）を求める。

- (6) 上記（1）及び（5）に関連し、入所者に対する看護・介護の現状と今後の取組（特に、平成31（令和元）年度以降に関する定員及び人員確保の方針、並びに介護員の三交替制）について統一交渉団と状況を共有するとともに必要な協議を行うため、作業部会を含む意見交換の機会を適時に設けられたい。

#### 4 大島青松園の船舶等の問題について

- (1) 船舶（官用船及び民間委託船）の運航が国の責任により円滑かつ安定的に確保されることは、大島青松園入所者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むために不可欠であり、またその利便性が向上することは医師や職員の確保にとっても極めて重要であることを、改めて確認するとともに、厚労省としてその維持と改善に引き続き努力することを表明されたい。
- (2) 運航関連施設の早期の改善整備に向けて関連自治体等との連携協力に積極的に取り組まれたい。

#### 5 入所者の臨床・生活上の人権問題を扱う委員会組織について

この問題については、過去3か年度にわたり、定期協議での合意に基づいて、厚労省本省・施設長・統一交渉団による協議の場をもったところであるが、議題設定の方法や園長が委員長となっている等の課題があり、本年度も、この問題に関する理解と認識を相互に深め、取組みをさらに進めるため、引き続き同様の協議の場を設定されたい。

また、上記委員会組織の外部委員においては、ハンセン病療養所の歴史、全療協及び自治会の果たしてきた役割、平成13年7月23日付「基本合意書」及びその後の定期協議による確認事項の内容・経緯等について十分な理解が必要であり、また、昨年の外部委員研修における意見交換の状況に照らし、各園における取組を相互に知ることが極めて有益であることが明らかとなったため、引き続き本年度においても、外部委員を対象とした研修又は意見交換会議を実施されたい。

#### **第4 真相究明**

##### 1 歴史的建造物史跡等の保存

###### (1) 歴史的建造物の緊急補修工事

平成27年度からの緊急補修工事の完了状況および、平成30年度からの緊急補修工事6件の現状と完了に向けたスケジュールについて説明されたい。

###### (2) 史跡保存

ア 各療養所の史跡保存について、厚生労働省としての基本的な考え方を示されたい。

イ 歴史的建造物等検討会の下に昨年度設置された史跡ワーキンググループにおいて、多磨全生園少年少女舎の保存につきどのような検討を行っているのか、また、他の史跡については今年度どのような検討を行うのか、説明されたい。

###### (3) 永続保存

歴史的建造物・史跡・資料の永続的保存事業については、昨年度の確認事項において、各療養所の意向を整理しながら、対象施設やその保存方法、今後の見通し等について、平成30年度内に一定の整理を行うことが定められている。これに基づき、厚生労働省としてはどのような整理作業を行ったのか、また、今後はどのように同事業を進めて行くのか、具体的に説明されたい。

## 2 社会交流会館

社会交流会館の学芸員の増員や、社会交流会館の運営費の増額について、療養所からの希望があれば、活動状況をふまえた必要な予算確保について最大限努力されたい。

## 3 菊池医療刑務支所

菊池医療刑務支所の歴史保存計画については、地元や法務省と連携した、より積極的な情報把握と情報提供を求める。とりわけ、社会交流会館での独居房復元や跡地記念碑の進捗について、現状を明らかにされたい。

## 4 医療基本法

医療基本法の策定について、厚生労働省もその目指す方向性を共有していることを再確認し、今後も必要な協力を努めることを述べられたい。

## **第5 将来構想**

- 1 各療養所において、入所者の数が著しく減少した場合の医療・看護の確保を図ることが、重要な課題となっており、永続化問題とも密接に関連するところであるから、引き続き永続化問題に関する作業部会(意見交換会)において、これらの課題を協議検討されたい。
- 2 将来構想との関連で、人権擁護委員会の果たすべき役割は、極めて重要であり、本年度も昨年に引き続き、外部委員研修会を実施されたい。

## **第6 国立ハンセン病資料館の運営について**

資料館が、国立ハンセン病資料館として再発足してから、長年月を経過しており、今後の運営に関して、検討すべきいくつかの課題があるが、中でも、展示内容の見直しに着手すべき時期にあると認識しており、早急に、その内容を検討するための専門委員会を厚生省内に設置することを求める。また、その人選等にあたっては、統一交渉団との協議を踏まえ実施されたい。

以上